

簡易な省エネ適合を学ぶ講習会・相談会 (住宅・小規模非住宅)

●今年度は、改正建築物省エネ法・改正建築基準法(4号特例の見直しを中心)の概要説明も実施します。



受講対象者

- ・木造戸建住宅や小規模非住宅建築物の省エネ簡易判定法を使いたい設計者、建材業者、施工者など
- ・令和4年の改正建築物省エネ法や改正建築基準法の最新情報を知りたい方

申込方法

裏面のFAX申込用紙をお使いください。

開催概要

2022年12月～2023年1月 全国各地で開催します。
詳しい日時、会場、プログラムは右記URLをご覧ください。 <https://www.shoene.org/>

木活協 HP▶



講習内容

<p>非住宅建築物(300㎡未満)向け (計算によらない省エネ基準への適否の簡易判定法※を学びます)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■小規模版モデル建物法(Webプログラム)の使い方に関する動画説明・演習(Webプログラムの操作時は会場Wi-Fiを利用しますので、日頃使い慣れたノートパソコン、タブレット等をご持参下さい) ■小規模非住宅建築物の省エネ化などに関する相談会 など 	<p>小規模非住宅の方向け</p> <p>木造戸建住宅の方向け</p>
<p>【国土交通省による動画説明】 改正法令について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■令和4年に改正された建築物省エネ法及び建築基準法に関する最新の動画説明 など(予定) 	
<p>木造戸建住宅向け (計算によらない省エネ基準への適否の簡易判定法※を学びます)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2025年度の省エネ基準への適合義務化に対応する「仕様基準」の動画説明簡易判定法の冊子「仕様基準ガイドブック2022」の主な特徴 <ol style="list-style-type: none"> 1) 間取りの確定前:断熱材や設備機器の選定検証が可能 2) 間取りの確定時:計算なしで簡易に適合確認可能 3) 間取りの変更時:断熱材や設備機器の変更がなければ、再確認は不要 ■木造戸建住宅の省エネ化などに関する相談会 など 	

※品確法の性能表示制度や長期優良住宅、性能向上計画認定制度、BELSなどの申請には使用できません

- ◆開催場所 フェニックス・プラザ 地下大会議室 [福井市田原1丁目13-6]
- ◆開催日 令和4年12月13日(火)
- ◆開催時間 <AM> 非住宅建築物向け [募集定員20名] 受付 9:00～ 開会 9:45～ [約2時間15分間]
<PM> 改正法令について [募集定員90名] 受付 13:00～ 開会 13:30～ [約2時間30分間]
木造戸建住宅向け
- ◆お申込 裏面の申込用紙にご記入の上、FAXにてお申込ください
[必要事項記入済みのFAX申込用紙をスキャンし、メールにて送信いただいても受付いたします]
- ◆お問合せ先 福井県住宅省エネ化推進協議会事務局
☎ 0776-24-8781 FAX 0776-24-9570 ✉ info@fukuiken-kenchikushikai.or.jp